

# 公害防止管理者等選任のしおり

平成20年4月

金沢市

## 1 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)」の目的

この法律は、特定工場（製造業〔物品の加工業を含む〕、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としております。

## 2 主な用語の説明

### (1) 特定工場

製造業（日本標準産業分類の中分類09～32）、電気供給業（同33）、ガス供給業（同34）、熱供給業（同35）において、下記①～⑨のいずれかに該当する工場

#### 〔ア〕ばい煙発生施設

##### 【有害物質排出】

① 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設のうち、同法施行令別表第1の九の項に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の十四の項から二十六の項までに掲げる施設のいずれかを有しているもの

##### 【有害物質排出以外】

② ばい煙発生施設を有する①以外の工場で、排出ガス量が1万Nm<sup>3</sup>/時以上のもの

#### 〔イ〕汚水等排出施設

##### 【有害物質排出】

③ 水質汚濁防止法施行令別表第1第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（以下「汚水等排出施設」という。）のうち、別表に掲げる施設のいずれかを有しているもの

##### 【有害物質排出以外】

④ ③以外の工場で汚水等排出施設からの工場の排出水量が千m<sup>3</sup>/日以上のもの

#### 〔ウ〕騒音発生施設

⑤ 騒音規制法の指定地域内にある機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）を有しているもの

#### 〔エ〕特定粉じん発生施設

⑥ 大気汚染防止法に規定する特定粉じん（石綿）発生施設を有しているもの

〔オ〕一般粉じん発生施設〕

- ⑦ 大気汚染防止法に規定する一般粉じん（石綿以外）発生施設を有しているもの

〔カ〕振動発生施設〕

- ⑧ 振動規制法の指定地域内にある液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。）、機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）を有しているもの

〔キ〕ダイオキシン類発生施設〕

- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法に規定するダイオキシン類発生施設のうち、同法施行令別表第一の第1号から第4号まで及び別表第二の第1号から第3号までに掲げる施設

(2) 特定事業者

特定工場を設置している者

(3) 公害防止統括者

特定事業者が、常時使用する従業員が21人以上のときに選任する必要がある公害防止に関する業務を統括管理する者（資格不要）

(4) 公害防止管理者

特定事業者が、特定工場内で①～⑨の区分ごとに選任する必要がある検査・測定等の技術的業務を管理するもの（各区分ごとに資格必要）

(5) 公害防止主任管理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者  
排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/時以上で、かつ、排出水量が1万m<sup>3</sup>/日以上の特定制場の場合選任が必要となる（資格必要）

(6) 代理者

公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者にあつては、管理者と同等の資格必要）

〔注〕原則二以上の工場について同一の公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任してはならないが、公害防止管理者については兼務可能な要件を満たせば、複数の特定工場において兼任できます。

（公害防止組織整備法施行規則第5条第2号ただし書に基づく基準(H17.4.1 施行)参照）

### 3 公害防止管理者区分とその資格

公害発生施設区分 (1頁の区分番号)		選任が必要な公害防止 管理者区分	必要とされる有資格者													
			大気関係				水質関係				騒音	特定粉じん	一般粉じん	振動	ダイオキシン類	
			第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種						
①	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係 第1種	●													
	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時未満	大気関係 第2種	●	●												
②	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係 第3種	●		●											
	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時未満、 1万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係 第4種	●	●	●	●										
③	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係 第1種					●									
	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係 第2種					●	●								
④	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係 第3種					●		●							
	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日未満 千m <sup>3</sup> /日以上	水質関係 第4種					●	●	●	●						
⑤騒音発生施設		騒音関係									●					
⑥特定粉じん発生施設		特定粉じん 関係	●	●	●	●						●				
⑦一般粉じん発生施設		一般粉じん 関係	●	●	●	●						●	●			
⑧振動発生施設		振動関係													●	
⑨ダイオキシン類発生施設		ダイオキシン類 関係														●

選任を必要とする公害防止管理者は、●印を付けた有資格者から選任してください。

#### (備考) 公害防止主任管理者の資格

- (1) 公害防止主任管理者の有資格者
- (2) 大気関係第1種若しくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種若しくは第3種の有資格者である者

#### 4 資格取得方法

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者となる者については、法に基づき一定の資格が必要となります。

この資格は、

- (1) 公害防止管理者等国家試験に合格した者
- (2) 公害防止管理者等資格認定講習の課程を修了した者に与えられます。

(1)の試験には、

- ① 大気関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）
- ② 水質関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）
- ③ 騒音関係公害防止管理者
- ④ 特定粉じん関係公害防止管理者
- ⑤ 一般粉じん関係公害防止管理者
- ⑥ 振動関係公害防止管理者
- ⑦ ダイオキシン類関係公害防止管理者
- ⑧ 公害防止主任管理者

の14種があり、社団法人産業環境管理協会が毎年少なくとも1回実施しています。

(2)の講習会は、主務大臣が直接行うほか、主務大臣が指定した講習を民間団体（公益法人）が実施しています。なお、公害防止管理者の種類により実施機関が異なります。

#### 5 公害防止管理者等選任届出書等の届出期限等

No.	届出の種類	選任すべき事由が発生してからの選任期限	届出の期限
1	公害防止統括者及びその代理者	30日以内	選任した日から30日以内 (死亡又は解任したときも同様とする)
2	公害防止管理者及びその代理者	60日以内	
3	公害防止主任管理者及びその代理者	60日以内	
4	承継届出	———	概ね30日以内

#### 6 届出・お問い合わせ先

詳細については

金沢市環境局環境指導課 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

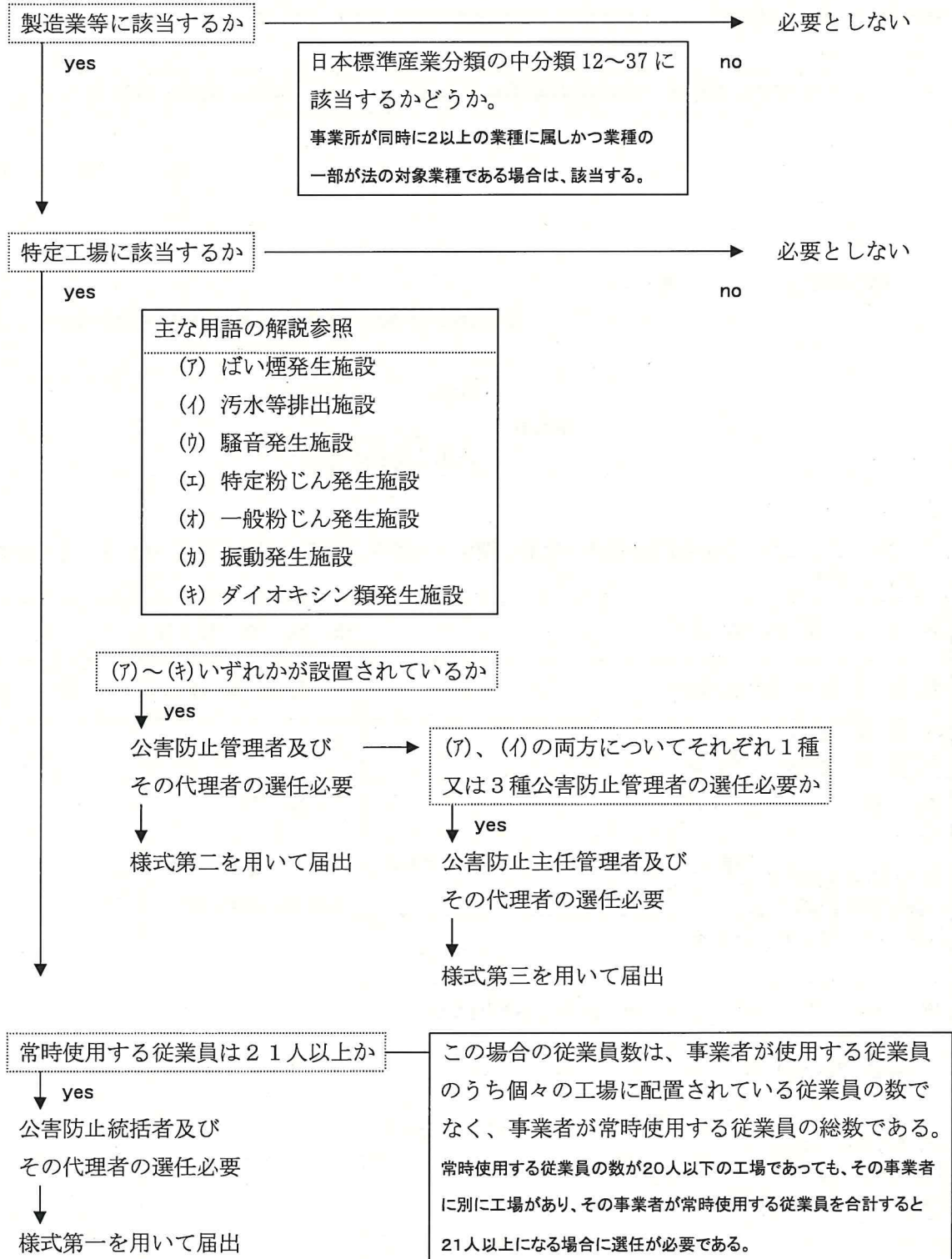
Tel (076)220-2508 Fax (076)260-7193

URL <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

E-Mail [kanshi@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kanshi@city.kanazawa.lg.jp)

までお問い合わせください。

7 公害防止統括者等選任必要性判断フロー



8 届出書記載要領

この様式が選任、死亡及び解任の届出書になりますので、必要でない事項を——で消すこと。

様式第一（第四条関係）

統括者とその代理者の届出書は各々個別に作成すること。

公害防止統括者（~~公害防止統括者の代理者~~） 選任、~~死亡~~・解任 届出書

年 月 日

金沢市長 殿

工場長等に特定事業者が委任する場合は委任状等を添付すること。

住所  
届出者 氏名 名称及び  
代表者氏名 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※ 整理番号	
特定工場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数		※ 特定工場の番号	
選任年月日	年 月 日	※ 備考	必要でない事項を消す
公害防止統括者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公害防止統括者の代理者</span>	職名 各工場における職制上の役職名を記載 氏名		
選任の事由	「人事異動のため」等事由を記載		
( <del>死亡</del> ・解任)年月日	年 月 日	※ 備考	
公害防止統括者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公害防止統括者の代理者</span>	職名 各工場における職制上の役職名を記載 氏名		
解任の事由	「退社のため」等事由を記載		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自著するものとする。

この様式が選任、死亡及び解任の届出書になりますので、必要でない事項を——で消すこと。

様式第二（第七条関係）

管理者とその代理者の届出書は各々個別に作成すること。

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者） 選任、死亡・解任 届出書

年 月 日

金沢市長 殿

工場長等に特定事業者が委任する場合は委任状等を添付すること。

住所  
届出者 氏名 [名称及び代表者氏名] 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称		※整 理 番 号	
特 定 工 場 の 所 在 地		※受 理 年 月 日	年月日
大 気 関 係	①排出ガス量	※特定工場の番号	
	②ばい煙発生施設の種類の	別紙のとおり。	※備 考
水 質 関 係	③排出水量		
	④特定地下浸透水の浸透の有無		
	⑤汚水等排出施設の種類の	別紙のとおり。	
騒 音 関 係	⑥騒音発生施設の種類の		
特定粉じん関係	⑦特定粉じん発生施設の種類の		
一般粉じん関係	⑧一般粉じん発生施設の種類の		
振 動 関 係	⑨振動発生施設の種類の		
ダ イ オキ シ ン 類 関 係	⑩ダ イ オキ シ ン 類 発 生 施 設 の 種 類		
⑩大気関係第3種 ⑪公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	選任年月日	年 月 日	
	⑫職名		
	氏名		
	⑬担当業務の範囲		
⑭選任の事由			
⑩大気関係第3種 ⑪公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	⑪（死亡・解任）年月日	年 月 日	
	⑫職名		
	氏名		
	⑬担当業務の範囲		
⑮解任の事由			

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダ イ オキ シ ン 類 関 係 の うち 該 当 す る 項 に 所 要 事 項 を 記 載 す る こと。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。……………⑩
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

(①～⑮の解説)

- ① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出書に記載した排出ガス量の最大値の合計量を記載すること。(単位：○○○○○Nm<sup>3</sup>/時間)
- ② 別紙「ばい煙発生施設の種類・汚水等排出施設の種類」へ必要事項を記載する。
- ③ 水質汚濁防止法に基づく最新の特定施設の届出書に記載されている、特定工場から公共用水域へ排出されるすべての排水の1日平均的な量を記載すること。(単位：○○○○m<sup>3</sup>/日)
- ④ 水質汚濁防止法第2条第7項に規定する「特定地下浸透水」の浸透の有無を記載すること。
- ⑤ 別紙「ばい煙発生施設の種類・汚水等排出施設の種類」へ必要事項を記載する。
- ⑥ 騒音規制法に基づく特定施設の届出書に記載した施設の種類のうち、該当する施設及び数を記載すること。ただし、異なる2種類以上の施設又は同一の種類ではあるが、施設の公称能力若しくは施設の用途が違うものがある場合には別紙(騒音・振動発生施設の種類)に記載すること。
- ⑦ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。
- ⑧ 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。
- ⑨ 振動規制法に基づく特定施設の届出書に記載した施設の種類のうち、該当する施設及び数を記載すること。ただし、異なる2種類以上の施設又は同一の種類ではあるが、施設の公称能力若しくは施設の用途が違うものがある場合には別紙(騒音・振動発生施設の種類)に記載すること。
- ⑩ ダイオキシシン類対策特別措置法に基づくダイオキシシン類発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当する施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。
- ⑪ 必要でない事項を \_\_\_\_\_ で消してください。
- ⑫ 各工場における職制上の役職名を記載すること。
- ⑬ 各工場において担当する業務の範囲を記載すること。
- ⑭ 選任の事由(人事異動、新たに特定工場に該当等)を記載すること。

⑮ 解任の事由（人事異動、退職等）を記載すること。

⑯ ○種については、その工場の規模等に応じて選任（死亡・解任）の必要とされる公害防止管理者区分を記載すること。（この区分は、選任等した管理者の資格の区分ではないので注意すること。）

（例） 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設で有害物質を排出しない排出ガス量4万 Nm<sup>3</sup>/時間以上の工場に必要な公害防止管理者

↓

このとき、特定事業者が公害防止管理者を選任する場合には、大気関係第1種有資格者又は大気関係第3種有資格者のうちから選任する必要があり、選任された公害防止管理者は、大気関係第3種公害防止管理者となる。

（その他）

届出にあたっては、資格を有する者である旨を証する書類を添付すること。

(1) 国家試験 ————— 合格証書のコピー

(2) 資格認定講習 ———— 修了証書のコピー

様式第三（第九条関係）

（公害防止主任管理者及びその代理人に関する届出書）

記載方法は、様式第一、第二を参考にしてください。

